

令和 7 年度 第 3 8 号

セミセルフレジおよびキャッシュレス決済端末導入仕様書

1. 業務名

令和 7 年度 第 3 8 号 セミセルフレジおよびキャッシュレス決済端末導入

2. 目的

窓口証明書手数料等の収納業務において、セミセルフレジおよびキャッシュレス決済端末を導入し、決済手段の多様化による利用者の利便性の向上を図るとともに、集計や金銭管理等における事務の効率化を図ることを目的とする。

3. 履行期間

機材の納入期限：令和 7 年 9 月 3 0 日（火）

※運用開始は令和 7 年 1 0 月 1 日を予定。

保守・システム利用は令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までとし、その後更新契約を行う。

その他詳細は本市と協議により決定する。

4. 設置場所および設置台数

甲賀市役所 市民課、証明書交付窓口 2 カ所

機器構成	POS 機能付きレジ	2 台
	自動釣銭機（紙幣・硬貨）	1 台
	キャッシュドロア	1 台
	キャッシュレス決済端末	2 台
	二次元コードスキャナー	2 台
	レシートプリンター	2 台
	その他必要な備品・機材一式	—

5. 業務内容

- ア POSレジおよび自動釣銭機等、必要機器一式の調達
- イ キャッシュレス決済端末の調達
- ウ 調達機器の設置およびセットアップ
- エ 運用業務に必要なマニュアルの提供
- オ 導入機器の操作研修の実施
- カ 運用、機器保守の実施
- キ 地方自治法第231条の2の3第1項に規定するキャッシュレス決済にかかる指定納付業務
- ク その他、本業務に必要なもの

6. 調達条件

次の機器等を調達し、各導入窓口を設置の上、運用に必要な設定、登録等を行うこと。
なお機器一式はカウンター上での使用ができる規格、配置とすること。

(1) キャッシュレス決済端末

- (ア) POSレジアプリと連動し、1台の端末で、「7.指定納付受託業務について」内に示す全ての決済手段に対応しており利用明細の発行が可能であること。利用明細書には「領収書」等、金銭の領収があったと誤解されるような名称を用いない設定が可能であること。
- (イ) PIN入力及び電子サインに対応しており、二次元コード読み取り用のカメラが搭載されていること。
- (ウ) インターネット回線は有線接続、無線接続を問わない。有線インターネット回線については、市による提供が可能。
- (エ) 利用者に対し、手数料等の金額等を表示することができる機能を有すること。
- (オ) 画面が見やすく、操作が簡単で、かつ、分かりやすいこと。

【参考型番】 パナソニック製 JT-C60

(2) POSレジ用タッチパネル対応端末

- (ア) 画面サイズは、おおむね7インチ以上15インチ以下であること。
- (イ) タブレット端末の場合は、1台につき充電器及びタブレットスタンド1個を付属すること。
- (ウ) キャッシュレス決済端末との連携が可能であること。

(3) POSレジアプリ

- (ア) POSレジ用タッチパネル対応端末に適合し、動作保証されていること。
- (イ) キャッシュレス決済端末と連動し、金額の2度打ちが不要であること。
- (ウ) 任意の商品マスタに対し支払い手段を現金のみに限定できる機能を有していること。
- (エ) 集計データは、国内データセンターのクラウドサーバーに保管されること。
- (オ) 通信障害、システム障害等によるオフライン時にもレジ処理を可能な仕組みとすること。この場合の会計データはレジ端末内に一時保管し、障害復旧後にサーバーにデータ送信が行えること。
- (カ) 手数料等の種類は、部門別の区分設定を行うことができるなど、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。また、手数料等の追加等の設定が容易にできること。
- (キ) 集計データは、区分別に集計することが可能であって、CSV形式などのデータで随時にダウンロードすることが可能であること。
- (ク) 集計に当たっては、決済日時、決済窓口、手数料名、単価、数量、金額、支払種別、決済ブランド、件数、合計金額等が抽出できることが望ましい(抽出可能な項目は、企画提案書により提案すること)。
- (ケ) 集計データは、長期保管されること。少なくとも翌年度4月1日から起算して2年間保管できることが望ましい。
- (コ) 決済誤り等の発生時に返金処理が容易に行えること。
- (サ) 本業務の契約後に市が提供する証明等の名称、金額等の情報について、事業者が納品時まで事前に事前登録すること。また、納品後は、職員が自ら変更が可能であること。
- (シ) 画面が見やすく、操作が簡単で、かつ、分かりやすいこと。

(4) 機器設置用部品及び付属品一式

① レシートプリンタ

- (ア) 会計完了後、レシートプリンタから手数料等の種類、合計金額及び決済手段のわかる明細(以下「レシート」という。)の発行ができること。
- (イ) レシートには、設置箇所の名称、手数料等の名称を任意の文字等に変更が可能できること。また、レシート出力枚数を柔軟に変更できること。
- (ウ) レシート(幅58mmまたは80mm)が発行可能なものとし、導入及び設置を行うこと。

② 自動釣銭機

- (ア) POSレジと連動するものとし、導入および設置を行うこと。
- (イ) 釣銭の取り忘れ防止(ランプ点灯およびアラート音)の対策ができること。

(ウ)新五百円硬貨および新紙幣に対応済みであること。

③ ルーター

(ア)当市が調達する光回線終端装置に接続し、本業務で導入及び設置を行う機器と接続し、安定に稼働するよう設定を行うこと。

④ キャッシュドロア

(5) 導入、研修及び運用サポート

(ア)(1)から(4)までの機器等の設置及び初期設定等を実施し、動作確認等を十分に行った上で、当市へ引き渡すこと。

(イ)運用開始前に、職員に対し機器操作等に係る研修を行うこと。

(ウ)(1)から(4)までの機器等の操作手順等に係るマニュアルを提供すること。

(エ)マニュアルは職員が容易に理解できるよう、平易なものとする。

(オ)機器のトラブルや操作方法等について、メール又は電話等によるサポートを365日行うほか、緊急時には、現地への駆けつけによるサポートを行うこと。

(カ)導入後、POSレジに関しては法令対応含めて機能アップデートを無償で実施すること。

(6) セキュリティ対策

(ア)クレジットカード業界のセキュリティ基準(PCI DSS)の現行基準に準拠しているクレジットカード情報非保持型の機種であること。

(イ)認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は、暗号化される仕組みとすること。

7. 指定納付受託業務について

事業者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った者に代わって当該歳入等を納付する事務を行うこと。

利用可能な決済サービス・ブランド等

以下の決済サービスおよび各ブランドについては必須対応とし、その他の決済サービスおよびブランドについては提案によるものとする。

クレジットカード	VISA、Mastercard、JCB
電子マネー	各種交通系 IC、楽天 Edy、WAON、nanaco
コード決済	PayPay、auPAY、d 払い、楽天ペイ

- ア 納付方法は、指定納付受託者が納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」であること。
- イ キャッシュレス決済の立替金（以下「立替金」という）については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに本市が指定する口座に納付すること。なお、納付に係る振込手数料は受注者の負担とする。
- ウ 立替金は、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払い方法の種類を問わず、一括で納付すること。
- エ 立替金の内訳明細書を作成し、納付日前までに提出すること。

8. 守秘義務の遵守

- ア 本POSアプリを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- イ クレジットカード情報をはじめとした個人情報については、契約期間及び契約終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、漏洩防止のために適切な措置を講じること。
- ウ 本市が提供する一切のデータ、資料などを本POSアプリ提供以外の目的で使用、複写、複製または第三者に提供しないこと。

9. 法令等の遵守

本POSアプリの提供において、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。契約期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

10. 甲賀市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について、「（不当介入に関する通報制度）」の徹底について

- ア 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

- イ 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- ウ 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

11. その他

- ア インボイス制度に対応していること。
- イ 本件調達には次の作業を含むものとする。また、作業において不明な点がある場合には、市担当者との十分な調整・協議を行い、両者合意のうえで行うこと。
 - ・ 機器等の納入・設置、配線等、各種設定および各機器等の調整を行うこと。
 - ・ 機器等は、各構成品が一体となって正常に稼働する状態で設置・納入すること。
 - ・ 自動釣銭機は、納付者が利用可能な向きで設置すること。
 - ・ 納品は、納入期限までの市が指定する日に行うこととする。なお、閉庁日（土日祝日）または平日夜間の納品対応が可能であること。
- ウ 納入品については、入札日時時点で現行品であり、販売終息品又は中古であってはならないこと。
- エ 物品ごとに同機種同バージョンのもので統一すること。

担当：甲賀市 市民環境部市民課